

序 論

- 1 .都市計画マスタープランとは
- 2 .菊川市の現況と都市づくりの課題

1. 都市計画マスタープランとは



1-1 都市計画マスタープランの法的な位置づけ

都市計画マスタープランとは、市町村が行う「都市計画」や「まちづくり」の最も基本的な考え方を示したものです。

都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法の改正により、同法第18条の2に新たに規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市町村が行う種々の都市計画や、まちづくりの基本的な方向性（ビジョン）が示される非常に重要な計画です。

また、同法第18条の2第2項には、都市計画マスタープランを策定する際に、地域住民の意見の反映が必要であることが規定されています。

都市計画法第18条の2

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

上記に掲げた都市計画法の趣旨を踏まえるとともに、平成17年1月の旧小笠町及び旧菊川町の合併により誕生した新菊川市としてのまちづくりの方向性を明確にするため、今回「菊川市都市計画マスタープラン」を策定したものです。



1-2 「菊川市都市計画マスタープラン」の位置づけと構成

(1) 「菊川市都市計画マスタープラン」の位置づけ

「菊川市都市計画マスタープラン」は、「第1次菊川市総合計画」、「第1次菊川市国土利用計画」及び「東遠広域都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画に即して定めています。
菊川市の今後の都市計画やまちづくりは、「菊川市都市計画マスタープラン」に示されている方針を根拠として進められます。

都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき、都市計画マスタープランは、さまざまな上位計画に即して定めることが求められます。このため、「菊川市都市計画マスタープラン」は、菊川市策定の「第1次菊川市総合計画」及び「第1次菊川市国土利用計画」のほか、静岡県策定の「東遠広域都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を踏まえて定めています。

また、「菊川市都市計画マスタープラン」は、「農業」「公園・緑地」「景観」「防災」「環境」など、関連する個別分野の計画と連携・整合を図りながら定めています。

今後、菊川市の都市計画（土地利用・都市施設・市街地開発事業・地区計画等）やまちづくりは、都市計画法第18条の2第4項の規定に基づき、「菊川市都市計画マスタープラン」に示された種々の基本方針を根拠として行われていくこととなります。

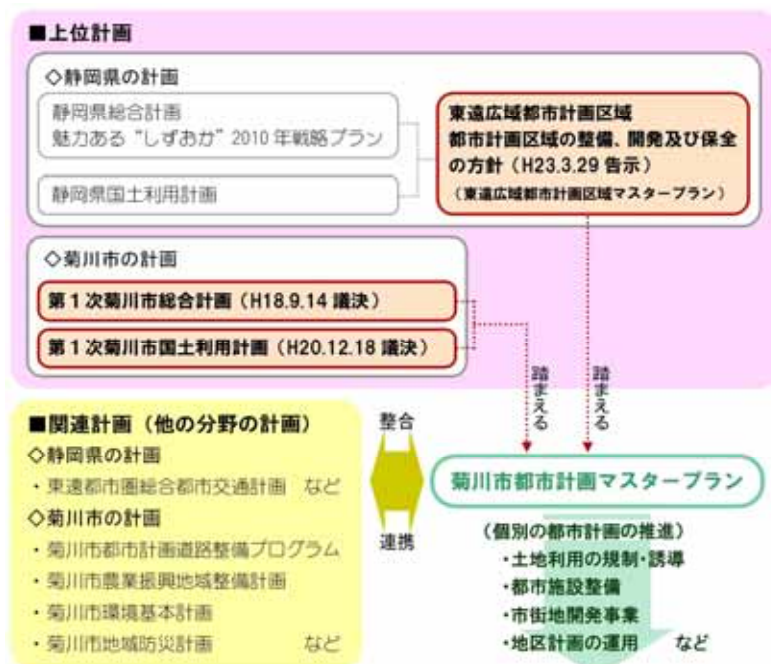


図. 菊川市都市計画マスタープランの位置づけ

(2) 「菊川市都市計画マスタープラン」の計画対象区域

「菊川市都市計画マスタープラン」では、菊川市の全域を計画対象区域としています。

菊川市は、平成22年3月現在、市域面積94.24km²の約66%を占める61.93km²が都市計画区域に指定されていますが、市域東部の牧之原台地を中心とする32.31km²が都市計画区域外となっています。

菊川市において将来の都市の姿を検討するにあたっては、市域面積の約1/3を占め、また富士山静岡空港や御前崎港などの広域拠点に近接し、国道473号バイパスなどの幹線道路が配置されている都市計画区域外も考慮することが必要不可欠であると考えます。

したがって、「菊川市都市計画マスタープラン」では、都市計画区域のみではなく、都市計画区域外を含む市全域を計画対象区域として取り扱い、都市計画やまちづくりの適切な方針を示すこととしました。

(3) 「菊川市都市計画マスタープラン」の構成

「菊川市都市計画マスタープラン」は、「全体構想編」、「地域別構想編」及び「まちづくりの推進方策」の3つの柱で構成しています。

「菊川市都市計画マスタープラン」は、菊川市全体の方針を示した「全体構想編」、市域を地域コミュニティの単位で分割し、地域ごとの方針を示した「地域別構想編」、また、今後のまちづくりの実現に向けた基本的な考え方や方策を示した「まちづくりの推進方策」の3つの柱で構成しています。



図.菊川市都市計画マスタープランの構成

(4) 「菊川市都市計画マスタープラン」が目標とする年次

都市計画マスタープランは、都市計画・まちづくりの最も基本的な考え方を示すものであることを踏まえ、長期的な視点から、概ね 20 年後の平成 42 年を、「菊川市都市計画マスタープラン」の目標年次として設定しています。

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の都市像やまちづくりの方針を明らかにするものであるため、「菊川市都市計画マスタープラン」の目標年次を平成 42 年としています。

ただし、今後の経済・社会情勢等の変化や、上位計画等種々の計画の変更などがあつた場合には、必要に応じて見直しの検討を行います。

2. 菊川市の現況と都市づくりの課題



2-1 菊川市の現況

(1) 位置及び地勢

本市は、静岡県の中西部に位置し、東部に日本一の大茶園牧之原台地が広がり、市の中心を一級河川菊川が流れる、温暖な気候に恵まれた自然豊かな地域です。市域は東西方向約 9km、南北方向約 17kmで、面積は 94.24km²です。平成 17 年 1 月 17 日に旧小笠町と旧菊川町が合併して誕生しています。



(2) 歴史・沿革

《市街地の変遷》

本市では、旧小笠町及び旧菊川町それぞれに市街地が形成されています。

南部では、低湿軟弱地盤から成る沖積層上に純農村的な集落が散在する状態が長く続いてきたため、本格的な市街地と言えるようなものは見当たりませんでした。しかし、近年、県道掛川浜岡線沿いに南北に伸びる線的な集落が市街地として機能し始めるとともに、道路の整備が進むにつれ東西方向にも市街地が拡大しつつあります。

北部では、明治 22 年の東海道線開通に伴い、菊川駅を中心とした市街地が本格的に形成され始めました。菊川駅前からは当時から物資集散、交通の要衝として機能し、以来市街地は駅南地区を中心に発達してきましたが、菊川インターチェンジ開設など、周辺地域間とを結ぶ道路網の整備が進むにつれて次第に周辺部へと市街地が拡大してきています。また、工業団地の造成等による新たな市街地の拡大や県道掛川浜岡線の整備による沿線への市街地の拡大が見られます。

なお、国勢調査に基づく D I D（人口集中地区）は、J R 菊川駅周辺市街地や青葉台といった住宅地など、J R 東海道本線から東名高速道路にかけての市街地一帯に指定されています。近年は急激な D I D の拡大は見られず、平成 17 年の国勢調査では、D I D 面積が約 203ha、D I D 人口が約 8,545 人であり、D I D 人口密度は約 42.1 人/ha となっています。

(3) 自然的状況

《地形区分》

本市の地形は、掛川丘陵、小笠山丘陵、牧之原台地及び牧之原周辺丘陵の丘陵地と、河川の堆積作用によって形成された菊川低地で構成されています。

掛川丘陵は、掛川市周辺から本市北部にかけての丘陵と丘陵性山地です。浸食されやすい地層のため開析が進み、幅広い浸食谷が樹枝上に発達しています。

小笠山丘陵は、掛川市の小笠山を中心とする丘陵性山地で、本市ではその東麓が菊川低地に接する位置にあたり、小起伏丘陵の形態を示しています。

牧之原台地は、島田市金谷付近から御前崎先端まで伸びる旧大井川の堆積による隆起扇状地です。

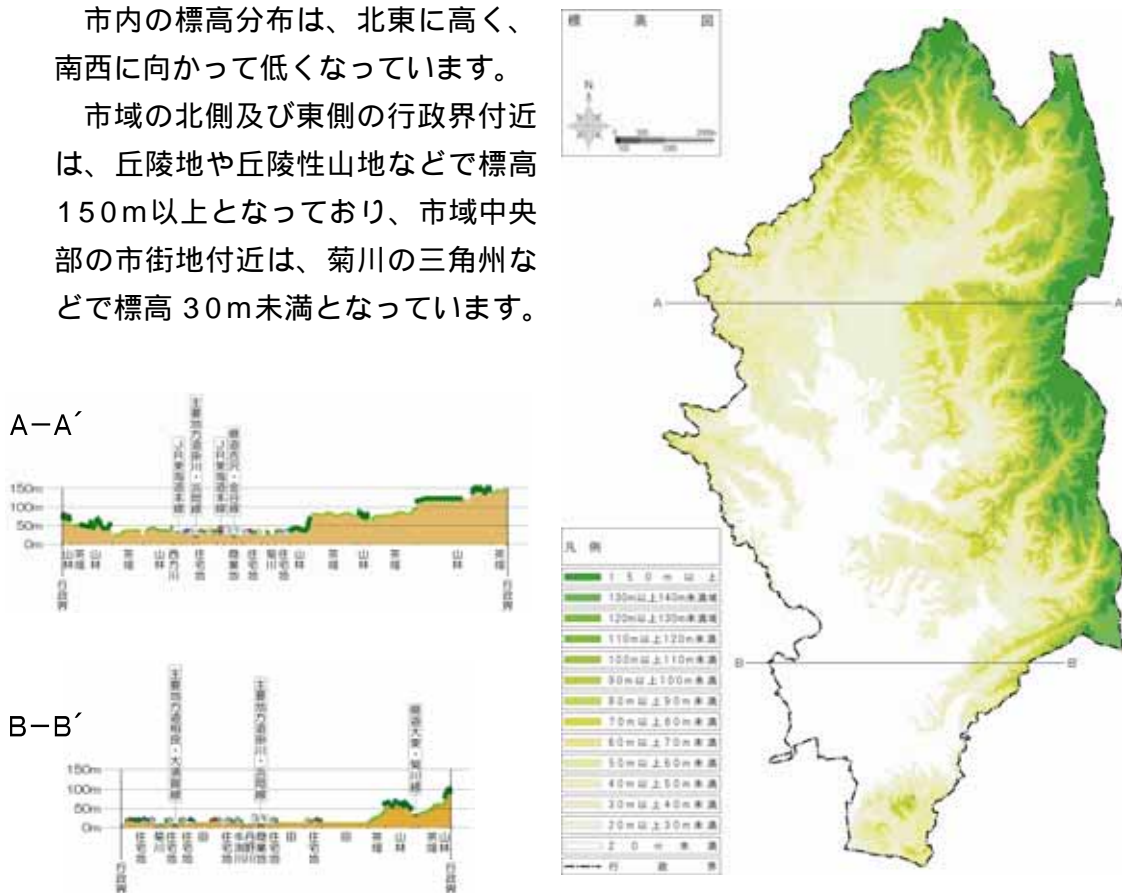
牧之原周辺丘陵は、市東部の牧之原台地と中央部の菊川低地の移行部分にあり、斜面が細かい谷によって刻まれているので、台地縁辺の礫層部分で急斜面ができやすくなっています。また、丘陵地などの第三系の部分は浸食が早く進んで緩傾斜となり、両者の耐食性の差が地形に現れています。

南部の丘陵地は南山丘陵とも呼ばれ、小笠山を構成する小笠山礫層と同時代に形成された地域です。

《標 高》

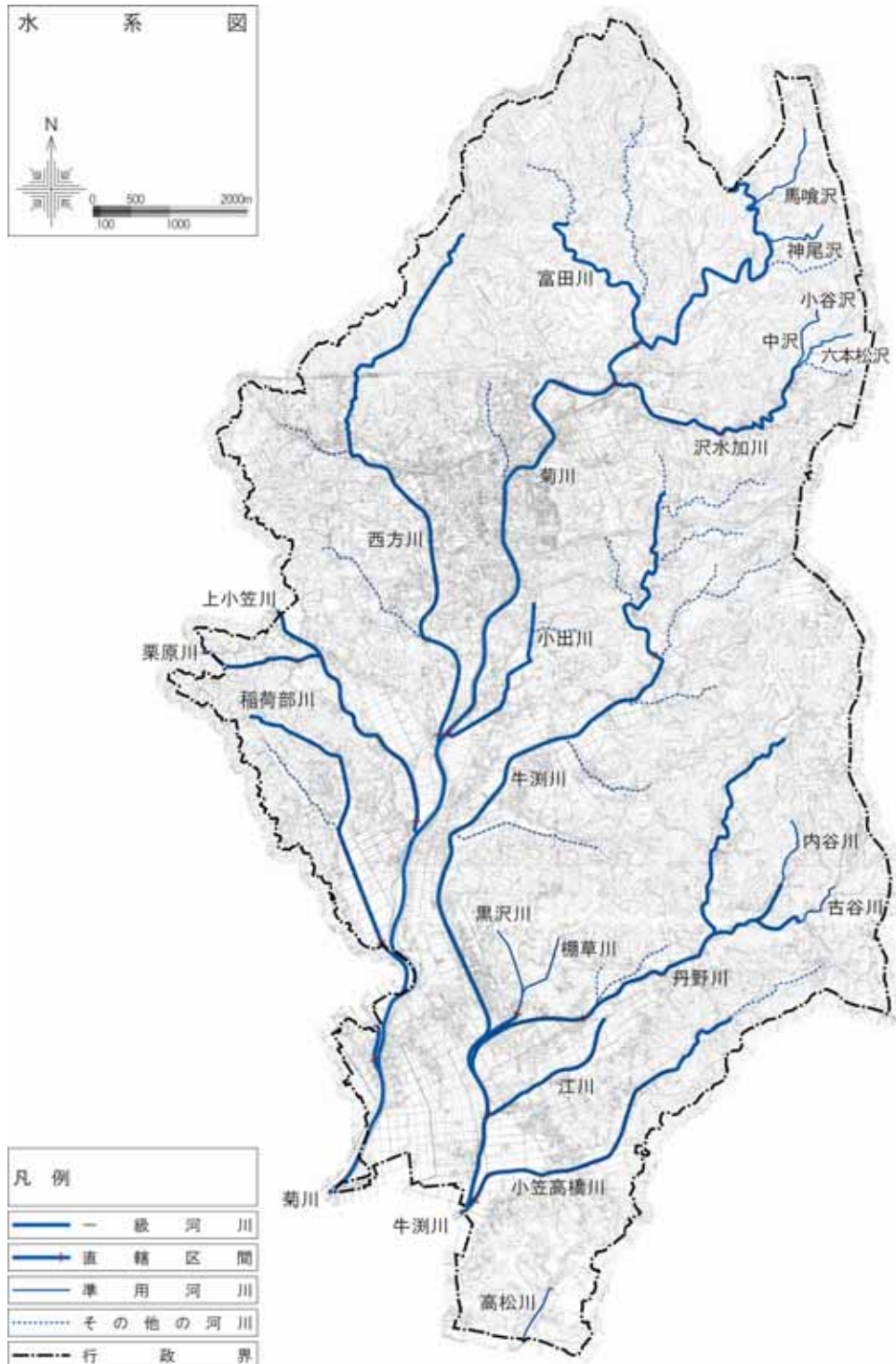
市内の標高分布は、北東に高く、南西に向かって低くなっています。

市域の北側及び東側の行政界付近は、丘陵地や丘陵性山地などで標高150m以上となっており、市域中央部の市街地付近は、菊川の三角州などで標高30m未満となっています。



《水 系》

本市の河川は、一級河川と準用河川となっており、市域の中央低地を流れる菊川の水系となっています。



(4) 社会的状況

人口・世帯数等の推移

国勢調査による本市の人口は、平成17年までは一貫して増加傾向を示していたものの、平成22年(速報値)に初めて減少に転じ、平成17年の約1%減の47,035人となっています。

人口が減少に転じた一方で世帯数は増加を続けており、平成22年(速報値)では、平成17年の約5.3%増の15,474世帯となっています。しかし、世帯数増加率は年々鈍化してきています。

なお、世帯あたりの人口は核家族化等の進展を背景に年々減少傾向にあり、平成17年では約3.2人/世帯、平成22年では約3.0人/世帯となっています。

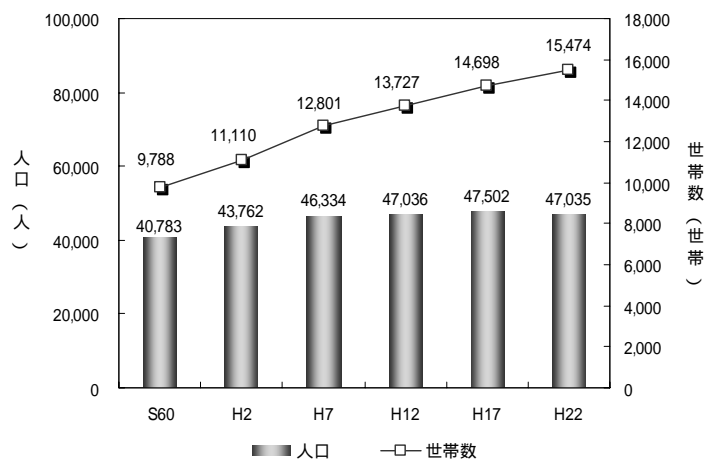


図. 人口及び世帯数の推移(国勢調査)
注意: H22は速報値。

外国人人口の推移

外国人登録数による本市の外国人人口は、年々増加傾向を示していたものの、平成19年度の4,158人をピークに減少に転じています。なお、平成21年度には減少の度合いがさらに強まり、3,590人で住民基本台帳人口との合算による全市人口に対する割合は約7.3%となっています。

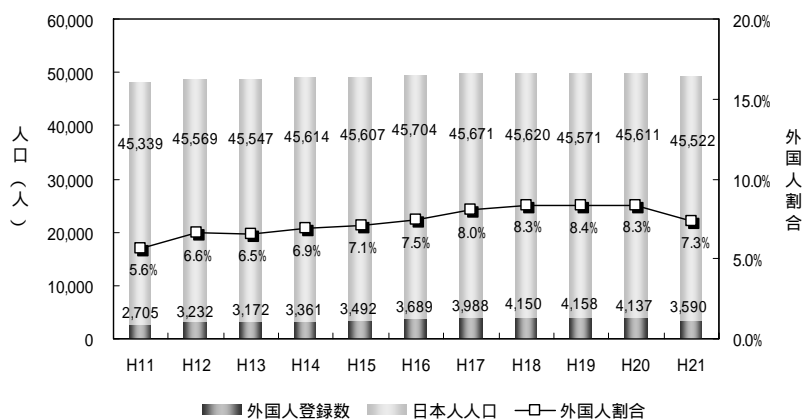


図. 外国人登録数及び割合の推移(菊川市データルーム 平成22年度版)
注意: 人口は、各年度末時点のもの。

年齢階層別人口の推移

国勢調査による本市の年齢階層別人口は、15歳未満の年少人口が減少を、15歳以上65歳未満の生産年齢人口及び65歳以上の老年人口が増加を続けており、少子化・高齢化の傾向が年々強まっています。

平成17年においては、年少人口が7,010人で全体の約15%を、また老年人口が9,457人で全体の約20%を占めています。

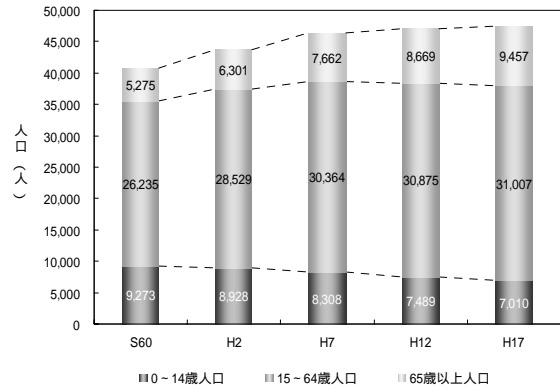


図. 年齢階層別人口の推移（国勢調査）

人口動態

本市の人口動態のうち、自然動態（出生数 - 死亡数）は年々減少傾向にあり、平成18年度には、初めて死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態が見られました。平成18年度以降はわずかな増減が見られるものの、概ね「自然減」の状態が続いています。一方、社会動態（転入数 - 転出数）は年次によってばらつきが見られるものの、平成13年度以降では、転出数が転入数を上回る「社会減」の状態が続いています。

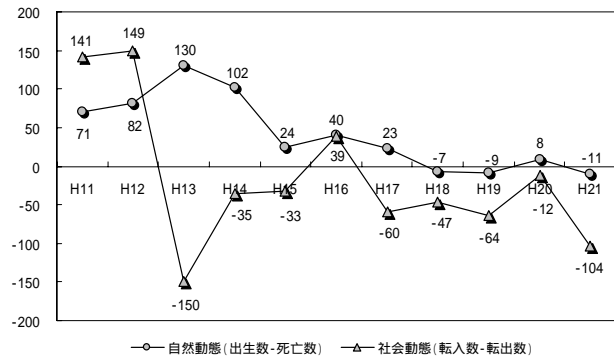


図. 人口動態（菊川市データルーム 平成22年度版）
注意：人口動態は、各年度末時点のもの。

産業別就業人口の推移

国勢調査による本市の産業別就業人口は、農林業を主体とした第1次産業人口が減少を、サービス業を主体とした第3次産業人口が増加を続けています。また、製造業等を主体とした第2次産業人口は、平成12年をピークに減少に転じています。

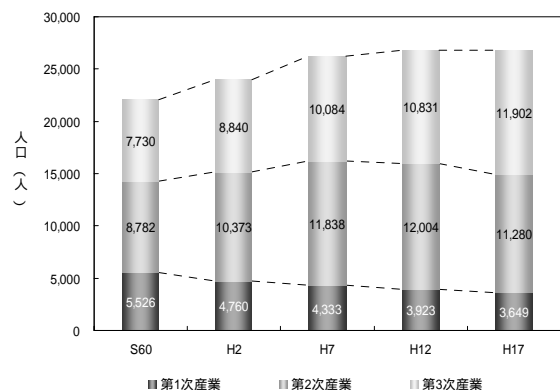


図. 産業別就業人口の推移（国勢調査）

農業の状況

本市は県内でも有数の茶処として知られており、茶の生産高は全体の半数以上を占めています。なお、茶に続いては、野菜、畜産、米などの生産高が高くなっています。

農家数や経営耕地面積は、農業従事者の高齢化や後継者不足などを背景に年々減少を続けていますが、大規模農家による農地の集約化なども進められています。

工業の状況

工業は本市の基幹産業であり、自動車関連部品などを取り扱う輸送用機械器具製造業をはじめとして、生産用機械器具製造業や非鉄金属製造業などの製造業が多く立地しています。

事業所数は平成 19 年まで経年的に減少傾向を示しており、平成 20 年に一度大きく回復したものの、その後再び減少に転じ、平成 21 年には 207 箇所となっています。また、従業者数は平成 20 年までは経年的に増加傾向を示していたものの、平成 21 年に減少に転じ、8,458 人となっています。

製造品出荷額等は従業者数とほぼ同様の傾向で推移しており、平成 20 年までは経年的に増加傾向を示していたものの、平成 21 年には大きく減少しており、約 2,144 億円の出荷額となっています。

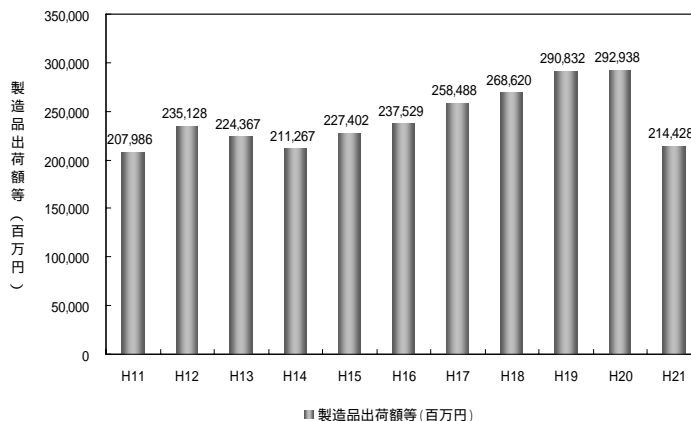
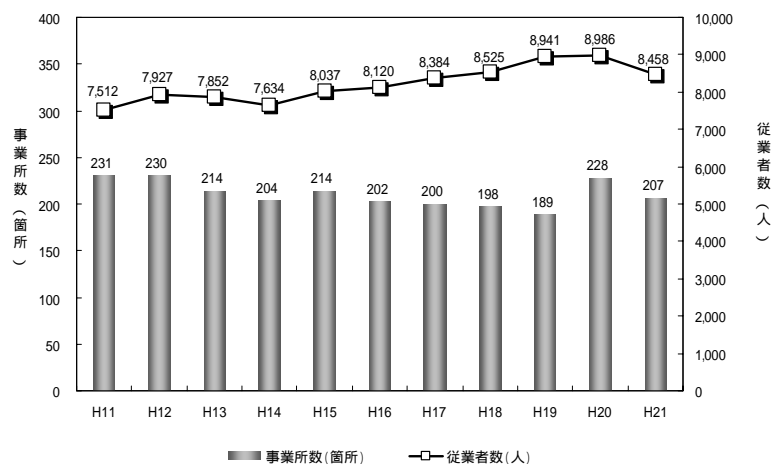


図. 工業の状況 (工業統計調査)

注意：H20より茶農協が算入、H21は速報値。

商業の状況

全市的な商業動向としては、事業所数は毎年一貫して減少を続けており、平成19年では440箇所となっています。また、従業者数は、緩やかな増減を繰り返しており、平成19年では2,656人となっています。

一方、卸・小売商業生産額は、年次によって緩やかな増減を繰り返しているものの、近年では100億円～110億円で推移しています。また、年間商品販売額は、平成16年までは緩やかな増減を繰り返していたものの、平成19年には大幅に増加しており、約774億円と最近10年間では最も高くなっています。

年間商品販売額でみた本市の商業は、飲食料品業のシェアが最も高く、卸・小売業合算で全体の約36%を占めており、機械器具卸売業の約13%、自動車・自転車小売業の約10%と続いています。

卸売業の内訳では、農畜産物・水産物卸売業や一般機械器具卸売業のシェアが高くなっており、基幹産業である農業や工業との関連性が強いことを裏付けています。これは小売業についても同様であり、自動車小売業やその他の飲食料品小売業のシェアが高くなっています。

なお、本市における大規模小売店舗は10店舗あり、そのすべてが床面積5,000㎡未満となっています。また、大規模小売店舗での販売額は、小売業の年間商品販売額全体の約24%を占めています。

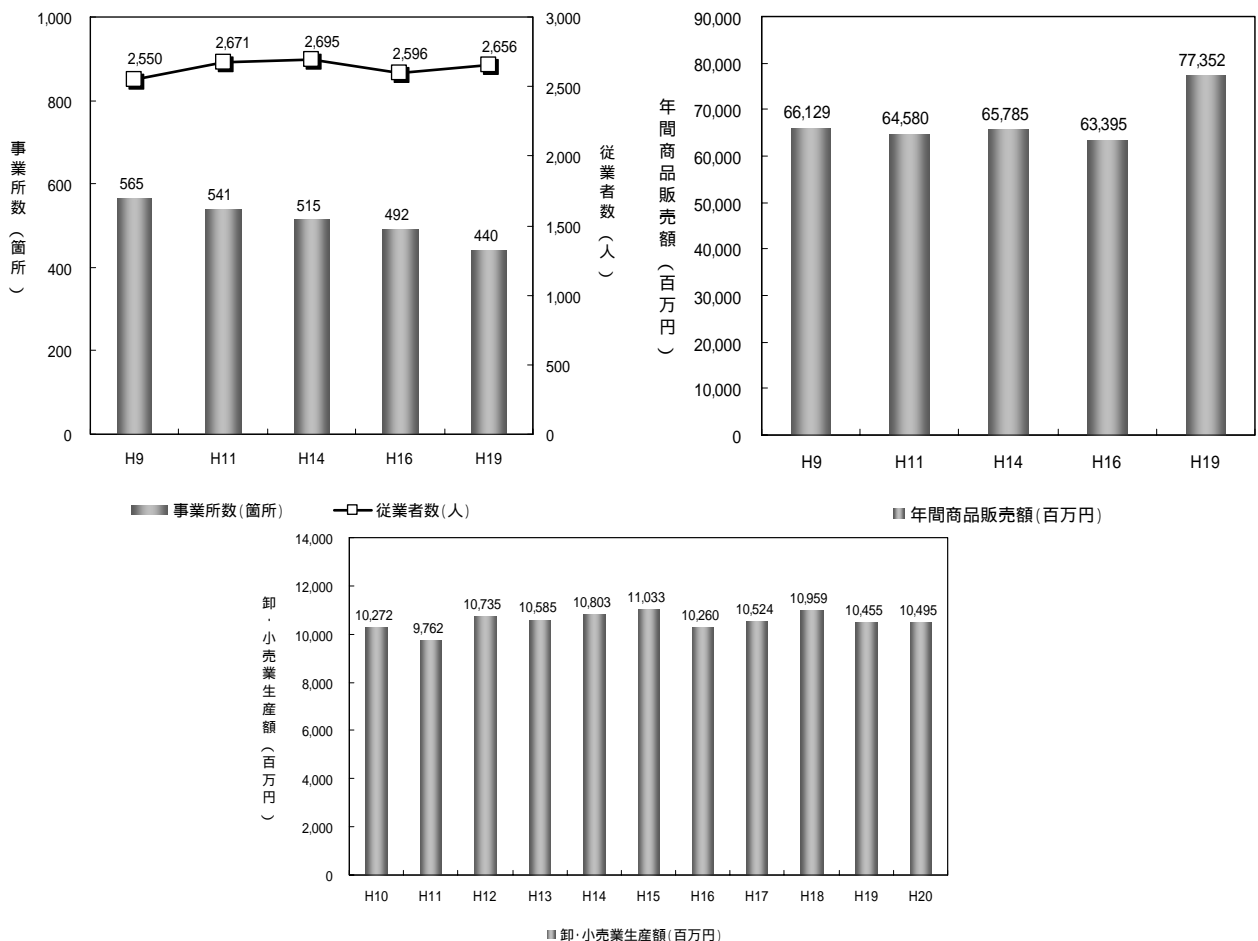


図. 商業の状況

(上段は商業統計調査、下段はしずおかけんの地域経済計算)

観光レクリエーション資源及び歴史・文化的資源の状況

本市は「お茶のまち 菊川」として広く知られており、日本一の大茶園である市域東部の牧之原台地をはじめ、市内のいたるところに茶畑が見られます。

また、市内各所には、横地城跡、黒田家代官屋敷、塩の道などの歴史・文化的資源が多く点在しているほか、ホテルの里や上倉沢の棚田、里山などの環境資源があります。

年間の観光交流客数は、年次によって増減を繰り返していますが、近年では平成 18 年の約 29 万人が最も多く、平成 19 年以降は概ね 26 万人台で推移しています。

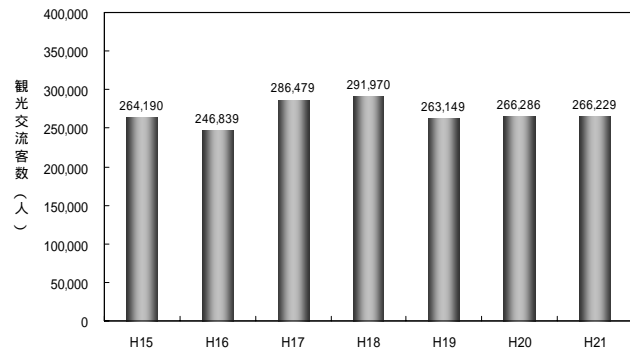


図. 観光交流客数の推移（観光交流動向）
注意：H21の観光交流客数は速報値。

表. 歴史・文化的資源（指定文化財）一覧

番号	名称	分類	細分類	指定主体
1	応声教院山門	重要文化財	建造物	国
2	黒田家住宅(主屋・長屋門・米蔵・東蔵)	重要文化財	建造物	国
3	菊川城館遺跡群 (高田大屋敷遺跡、横地氏城館跡)	記念物	史跡	国
4	絵本墨書大般若経折本(写本)	有形文化財	書跡	県
5	絵本墨画淡彩山水図	有形文化財	絵画	県
6	舟久保古墳	記念物	史跡	県
7	潮海寺仁王門	有形文化財	建造物	市
8	平尾八幡宮の俳句額	有形文化財	書跡	市
9	潮海寺祇園お囃子	民俗文化財	無形民俗	市
10	大徳寺の古墳	記念物	史跡	市
11	大頭龍神社の鳥居	有形文化財	建造物	市
12	平尾八幡宮の棟札	有形文化財	書跡	市
13	平尾八幡宮神社社号彫刻拝殿額	有形文化財	書跡	市
14	平尾八幡宮寛政七年御輿	民俗文化財	有形民俗	市
15	平尾八幡宮宝永年間神無月奉納俳句額	有形文化財	書跡	市
16	平尾八幡宮中世紀河童鬼瓦他数点	有形文化財	考古資料	市
17	平尾八幡宮奉還時建立大鳥居の礎石	記念物	史跡	市
18	善勝寺楠	記念物	天然記念物	市
19	熊野神社なぎ	記念物	天然記念物	市
20	今川 6 代義忠の木像	有形文化財	彫刻	市
21	寿桂尼画像(掛軸)	有形文化財	絵画	市
22	虚空蔵山福蔵院節分祭	民俗文化財	無形民俗	市
23	朝日神社古墳	記念物	史跡	市
24	段平尾のさんげさんげ	民俗文化財	無形民俗	市

資料：社会教育課（平成 23 年 3 月 31 日現在）

(5) 都市計画の概況

用途地域の指定状況と人口・可住地人口密度

平成 17 年の国勢調査結果によると、本市の都市計画区域の人口は 42,413 人であり、このうち 48.2%に相当する 20,437 人が用途地域内に、また 51.8%に相当する 21,976 人が用途地域外に居住しています。

また、本市の都市計画区域の面積は 6,193ha であり、このうち 15.1%に相当する 933.9ha が用途地域に指定されており、84.9%に相当する 5,259.1ha は用途地域外となっています。

また、用途地域内において、人口を可住地面積で除した可住地人口密度は、31.1 人/ha となっています。

表．都市計画区分別人口・面積・可住地人口密度

	人口	面積	可住地面積	可住地人口密度
行政区域	47,502 人	9,424.0ha	-	-
都市計画区域	42,413 人	6,193.0ha	5,151.5ha	8.2 人/ha
用途地域内	20,437 人 (48.2%)	933.9ha (15.1%)	657.0ha	31.1 人/ha
用途地域外	21,976 人 (51.8%)	5,259.1ha (84.9%)	4,494.5ha	4.9 人/ha
都市計画区域外	5,089 人	3,231.0ha	-	-

出典：平成 20 年度都市計画基礎調査など（人口・面積等の指標は H17 国勢調査時点）

都市計画道路の整備状況

都市計画道路は、菊川市全体で 22 路線 40,930m が計画決定されています。

平成 22 年 3 月 31 日現在、延長ベースでの改良率は 58.1%、用途地域面積ベースでの整備水準は 1.9km/km² となっています。

なお、旧町別での改良率及び用途地域内整備水準をみると、旧菊川町では 73.6%、2.0 km/km²、旧小笠町では 35.6%、1.4 km/km² となっています。

表．都市計画道路の整備状況

	計画決定延長 (A)	改良済み延長		改良率 ((B+C)/A)	用途地域内整備水準 (B/用途地域面積)
		用途地域内(B)	用途地域外(C)		
菊川市全体	40,930m	17,350m	6,440m	58.1%	1.9km/km ²
旧菊川町	24,250m	14,020m	3,834m	73.6%	2.0km/km ²
旧小笠町	16,680m	3,330m	2,606m	35.6%	1.4km/km ²

出典：都市計画課資料（改良済み延長は事業費ベース）

都市公園の整備状況

菊川市には、街区公園、近隣公園、総合公園、運動公園及び都市緑地の 5 種類の都市公園があり、一部供用中の和田公園と菊川運動公園を含めて、現在 29 箇所・35.8ha で供用されています。また、現在計画中の公園は、宮の西土地区画整理事業区域内に位置する川原公園及び宮の西公園の 2 箇所・1.2ha であり、土地区画整理事業の進捗に合わせた整備が期待されています。

表．都市公園の整備状況

	公園種別	公園名	供用状況	供用面積 (ha)	都市計画決定	
旧菊川町	街区公園	海足公園	供用中	0.20	あり	
		野添公園	供用中	0.24	あり	
		西袋公園	供用中	0.18	あり	
		柳 1 号公園	供用中	0.24		
		柳 2 号公園	供用中	0.23		
		柳 3 号公園	供用中	0.17		
		仲島 1 号公園	供用中	0.25		
		仲島 2 号公園	供用中	0.20		
		青葉台 1 号公園	供用中	0.15		
		青葉台 2 号公園	供用中	0.22		
		朝日公園	供用中	0.12		
		曙公園	供用中	0.26		
		水滸公園	供用中	0.29		
		万田公園	供用中	0.12		
		平尾 1 号公園	供用中	0.12		
		平尾 2 号公園	供用中	0.26		
		平尾 3 号公園	供用中	0.23		
		平尾 4 号公園	供用中	0.09		
			川原公園	計画中	0.20	あり
		近隣公園	菊川公園	供用中	2.59	あり
			舟岡山公園	供用中	1.01	あり
			宮の西公園	計画中	1.00	あり
	尾花公園		供用中	0.87		
	総合公園	和田公園	一部供用中	8.45	あり	
	運動公園	菊川運動公園	一部供用中	12.73	あり	
	都市緑地	山田公園	供用中	0.14		
		小太郎東公園	供用中	0.37		
		小太郎西公園	供用中	0.45		
旧小笠町	街区公園	黒沢公園	供用中	0.25	あり	
	近隣公園	平川公園	供用中	1.78	あり	
	総合公園	蓮池公園	供用中	3.58	あり	

出典：静岡県の都市計画（資料編）平成 21 年 3 月など

市街地開発事業の実施状況

菊川市の市街地開発事業としては、道路等公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るための土地区画整理事業が行われています。これまで、特に昭和40年代後半～50年代を中心に事業が推進されてきており、市全体で8地区・125.2haの実績がありますが、平川地区を除くすべての地区が旧菊川町内での実績となっています。現在は、菊川駅南地区と宮の西地区(いずれも旧菊川町内)の2地区・44.3haで実施中であり、早期完了に向けて事業が推進されています。

現在実施中の地区の事業が完了すると、全体として169.5haの市街地が整備されたことになり、これは、用途地域全体面積の約18%に相当します。

表．市街地開発事業（土地区画整理事業）の実施状況

	状況	地区名	面積 (ha)	事業 主体	事業期間(年度)
旧菊川町	完了	大淵ヶ谷地区	4.9	組合	昭和46～49年
		潮海寺地区	21.3	組合	昭和49～56年
		仲島地区	13.6	組合	昭和51～57年
		島崎地区	3.9	組合	昭和53～58年
		中部第一地区	3.9	組合	昭和59～平成2年
		南部第一地区	18.3	組合	昭和56～平成3年
		南部第二地区	40.8	組合	平成3～20年
	実施中	菊川駅南地区	13.6	菊川市	昭和60年～平成25年
		宮の西地区	30.7	組合	平成10年～24年
旧小笠町	完了	平川地区	18.5	組合	平成6～17年

出典：都市整備課（平成23年3月31日現在）

地区計画の決定状況

菊川市では、用途地域のルールを補完し、よりきめの細かいまちづくりを行うための地区計画が3地区で計画決定・運用されています。

このうち、菊川駅南地区及び平川地区については土地区画整理事業による都市基盤整備を契機として、また、潮海寺地区については地元住民の積極的な発意をきっかけとして導入されており、それぞれ地区の特徴や個性を引き出し、良好な市街地環境や街並み景観の創出を図るための取り組みが推進されています。

表．地区計画の決定状況

	地区名	面積 (ha)	内容	決定の動因
旧菊川町	菊川駅南地区	13.2	用途、敷地面積、壁面位置、高さ、形態意匠、垣柵	土地区画整理事業
	潮海寺地区	48.1	用途、容積率、敷地面積、壁面位置、高さ、形態意匠、垣柵	住民発意
旧小笠町	平川地区	18.5	用途、壁面位置、高さ、形態意匠、垣柵	土地区画整理事業

出典：静岡県の都市計画（資料編）平成21年3月

汚水処理の状況

菊川市では、汚水の効率的な処理を図るため、旧菊川町の市街地の区域を中心に公共下水道事業が推進されており、排水・処理区域は 760ha で計画されています。また、処理施設として菊川浄化センターが稼働中であり、計画区域の約 32% に相当する 244ha について供用が開始されています。

また、公共下水道計画区域以外については、合併浄化槽による汚水処理が進められていますが、単独浄化槽から合併浄化槽への設置替えの促進が求められています。

表．公共下水道の実施状況

処理区	計画			供用		
	排水・処理 区域 (ha)	幹線管渠 (m)	処理場 (箇所)	排水・処理 区域 (ha)	幹線管渠 (m)	処理場 (箇所)
菊川処理区	760	16,623	1	244	10,095	1

資料：下水道室（平成 23 年 3 月 31 日現在）

その他の根幹的な都市施設の状況

その他の根幹的な都市施設として、菊川市環境保全センターと東遠地区聖苑組合火葬場が配置・供用されています。

なお、菊川市環境保全センターでは、平成 17 年 8 月まではごみ処理を行っていましたが、同年 9 月から中間処理は掛川市の環境資源ギャラリーで行い、環境保全センターでは処理残渣の埋立処分を行っています。



2-2 都市づくりの課題

(1) 近年の社会経済情勢からみた菊川市都市づくりの課題

本格的な少子高齢・人口減少社会の到来を踏まえた適切な都市づくりが必要です。

(背景となる社会経済情勢)

平成 23 年 2 月に公表された「平成 22 年国勢調査 人口速報集計結果(以下、「速報値」という。)」によると、我が国における平成 22 年 10 月 1 日現在の人口は、前回調査の平成 17 年と比べて約 0.2%増の 1 億 2,805 万 6 千人となっています。

我が国全体としてはわずかながら増加傾向を維持したものの、都道府県別にみると東京都、神奈川県、千葉県など 9 都府県を除いて軒並み減少傾向となっており、このうち静岡県では約 0.7%減の 376 万 5 千人と、調査開始以来、人口が初めて増加から減少に転ずる結果となっています。

以上のことから、我が国では、地方都市を中心に人口減少社会の到来を迎えていると言え、この最大の要因となっているのが少子化と高齢化の進展であると考えられます。特に、高齢化の傾向は今後ますます強まり、全人口に占める 65 歳以上人口の割合を示す高齢化率は、平成 17 年の約 20%から急速に高まっていくものと考えられます。

(社会経済情勢からみた菊川市都市づくりの課題)

速報値によると、本市における平成 22 年 10 月 1 日現在の人口は、平成 17 年と比べて約 1.0%減の 47,035 人となっており、静岡県の傾向と同様、本市においても増加を維持してきた人口が初めて減少に転ずる結果となっています。

また、平成 17 年における本市の高齢化率は約 20%となっていました。平成 22 年においては、高齢化の傾向はさらに強まっているものと考えられます。

このことから、今後は人口増加を前提とした都市づくりを行うのではなく、中長期的な視野のもと、本格的な少子高齢・人口減少社会の到来を踏まえた都市づくりを適切に行っていくことが必要です。

(菊川市の都市づくりの課題に関連する、その他のキーワード)

核家族化の進行による世帯あたり人口の減少	定住と交流の促進	多文化共生
拠点となる場の市街地環境整備(都市の顔づくり)	産業基盤の強化	地域資源の保全と活用
既存ストックの有効活用		など

地球温暖化などの環境問題にも対応した都市づくりが必要です。

（背景となる社会経済情勢）

今日、さまざまな環境問題が叫ばれており、特に地球温暖化に対する危惧は年々強まっています。地球温暖化は、産業や交通など都市活動から排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの蓄積によって進行すると言われており、さらに、温暖化による気候変動が、自然災害リスクを高めているとして懸念されています。

現在、このような地球温暖化問題に対して、1997年のCOP3（第3回気候変動枠組条約締約国会議）では、初めて法的拘束力のある数値目標を定めた京都議定書が採択されたほか、2009年の国連気候変動サミットでは、我が国は2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減する目標を表明しています。

既に、我が国を始めとして世界各国で温室効果ガスを削減するさまざまな取り組みが行われており、都市化社会から都市型社会へと移行した現代においては、これまでの大量生産・大量消費型社会から、生産から消費、そして再使用・再利用・再生利用する資源循環型社会への転換が進められています。

（社会経済情勢からみた菊川市都市づくりの課題）

本市は、緑豊かな山林や市内を貫流する数多くの河川など、多くの自然資源に恵まれています。これらの自然資源は、次代に引き継がねばならないかけがえのない財産であり、今後も保全を図りながら、都市づくりに有効に活用していくことが求められています。

これらの自然資源の保全・活用に加え、地球温暖化などの環境問題にも対応した都市づくりが必要です。都市施設整備や市街地整備等に併せて積極的な緑化を図るなど、温室効果ガスの吸収に寄与する取り組みが重要です。また、交通流の円滑化や公共交通機関の利用促進を図るなど、温室効果ガスの発生そのものを抑制する取り組みも重要です。

本市では、「菊川市地球温暖化防止実行計画」を平成20年に策定して各種の取り組みを推進しているほか、ごみの分別収集や省エネルギー型照明器具の利用、またエコドライブの実践など、日常生活の中で市民一人ひとりができる取り組みも浸透しつつあり、環境問題に対する市民一人ひとりの意識は年々向上してきています。

（菊川市の都市づくりの課題に関連する、その他のキーワード）

太陽光、風力等の新エネルギーの有効活用 環境共生 環境教育・環境学習 生物多様性
3R（Reduce（廃棄物の発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））活動 など

安全・安心・快適な環境を創出する都市づくりが必要です。

（背景となる社会経済情勢）

我が国は豊かな自然に恵まれている一方で、地理的にも気象的にも厳しい条件下に置かれていることから自然災害が頻繁に発生しています。特に近年では、地球温暖化に起因すると思われるゲリラ豪雨の発生や高強度台風の発生などが観測され、洪水や土砂災害などによる被害増大が懸念されています。

また、我が国は世界でも類をみないほどの地震大国でもあり、特に平成 7 年の阪神・淡路大震災や平成 16 年の新潟県中越地震、平成 23 年の東日本大震災などでは、建物の倒壊、延焼や地震によって引き起こされた大津波によって甚大な被害が生じ、多くの尊い人命が失われました。

このように、多くの災害リスクを抱えている我が国では、災害から国民の生命と財産を守ることが最重要であり、災害による被害を防ぐ「防災」と、被害想定のもとで被害の低減を図る「減災」の両面から安全・安心を確保することが求められています。

安全・安心の確保と併せ、快適な生活環境を求めるニーズも高まっています。人口増加が当たり前だった時代に比べ、人口の減少局面を迎えた現代社会においては、物事の考え方が「量」重視から「質」重視へと変化してきています。加えて、高齢化や国際化などが進む中で、文化や言語、老若男女といった違いを問わない、いわゆるユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備も全国各地で進んでいます。

（社会経済情勢からみた菊川市都市づくりの課題）

豊かな自然資源を有している本市においては、地震や水害などの自然災害によるさまざまな被害が予想されるため、地域の特性や条件に応じた適切な防災・減災対策を図ることが必要です。

地震については、平成 21 年の駿河湾地震や平成 23 年の東日本大震災を教訓に、建築物耐震化等の促進や津波対策の充実・見直しなど、発生が危惧されている東海地震等への対策を強化する必要があるとともに、避難地や避難路の確認、地震による火災の初期消火をイメージした実践的な防災訓練、さらに避難所運営を想定した防災訓練など、市民の日頃からの自主防災意識の向上が不可欠であると言えます。また、市域北部及び東部の山間部においては、急傾斜地や崖地などの崩壊対策を、市域南部の平坦地においては、地震に伴う液状化対策を図る必要があります。

水害については、流域全体での治水対策を総合的に進めることが求められています。山間部においては、山林の保全による保水機能の維持を図ることが必要であり、多くの河川の上流から中流にかけての地域では、河川の改修促進が必要です。また、市域南部の平坦地での外水被害・内水被害の防止・軽減を図るため、河川の流下能力の向上を図るとともに、特に上流地域の公共施設や宅地における雨水の浸透・貯留機能の向上を図る必要があります。

一方、生活の快適性を高めるため、豊かな自然資源を有効に活用したうおいのあ

る都市づくりを推進することが必要であるとともに、汚水や生活雑排水などの処理を促進し、衛生的な生活環境の創出と公共用水域の水質改善を図る必要があります。特に多くの河川が市域を貫流する本市にとっては、河川の清流復活が都市の価値を高める上で非常に重要であると言えます。

また、誰にでも快適に利用できる公共施設整備を図る必要があります。特に、日常生活の中で毎日のように利用する道路空間については、歩行者の安全性確保を第一としながら、段差の解消等による円滑性や、分かりやすいサイン（道路交通標識・公共施設等への案内標識など）の設置による利便性を確保する必要があります。

このことから、今後は防災面や生活環境面において、安全・安心・快適な環境を創出する都市づくりが必要です。

（菊川市の都市づくりの課題に関連する、その他のキーワード）

都市内外の拠点間を連携する幹線道路ネットワークの構築	河川や鉄道などの分断要素の解消
公共交通等市民の移動手段の確保・維持	犯罪に対する備えと自主防犯意識の向上
既成市街地における交通安全・防災・景観に配慮した都市空間の形成	
既存集落地等における交通安全・防災・景観に配慮した生活空間の形成	など

都市経営コストの最適化による持続可能な都市づくりが必要です。

（背景となる社会経済情勢）

少子高齢・人口減少社会が本格的に到来することにより、特に地方都市においては行財政運営の健全化が求められています。生産年齢人口の減少による税収入の低下、老年人口の増加による社会保障関連支出の増大など、都市経営に活用可能な財源も限られてくることが予想されています。

また、100年に一度とも謳われた平成20年の世界的金融経済危機によって、我が国の産業は輸出関連産業を中心に大きな打撃を受けており、雇用情勢の悪化や法人税収入の低下などを招きました。平成22年度に入り、「景気は着実に持ち直してきており、自律的回復への基盤が整いつつある」という政府発表の月例経済報告があるものの、中小企業を多く抱える地方都市においては、まだまだ景気の低迷感が拭い去られていないのが実情と言えます。さらに、平成23年に発生した東日本大震災が日本経済に影響を及ぼすなど、新たな心配も生じています。

一方、平成の大合併により行政の広域化が進んだ結果、市民が行政に求めるニーズはますます多様化してきています。都市や地域の活力を創出する政策の実行は必要ですが、従来の整備・開発に重点を置いた政策のみでは、財政的制約が強まる中で都市の持続性を確保することは難しくなっています。「量」重視の考え方から「質」重視の考え方に移行した現代において、「選択と集中」の考え方のもと、真に必要な箇所に、最小の公共投資で最大の成果を挙げる効率的な行財政運営が求められています。

（社会経済情勢からみた菊川市都市づくりの課題）

本市では、良好な都市環境の創出を目的として、道路、公園、公共下水道などの都市施設整備や、これらを一体的かつ総合的に推進するための市街地開発事業など、さまざまな都市政策が今日まで行われてきており、これらは市の活力創出・発展に大きく寄与してきました。ただし、防災・減災事業に代表されるように、市民の命・生活を守る上で必要不可欠な政策もあることから、今後の一層の政策充実が求められています。

しかし、人口が減少傾向に転じた本市においては、今後の財政規模の縮小は避けられない課題であり、従来と同様の整備・開発に重点を置いた都市政策のみでは、都市の持続性を維持することは困難になりつつあります。

このことから、今後は都市経営コストの最適化による持続可能な都市づくりが必要であり、活用可能な財源の範囲内で、費用対効果の高い都市政策を的確に実施していくことが求められます。

（菊川市の都市づくりの課題に関連する、その他のキーワード）

P D C A サイクル（計画・実行・評価・改善）による都市政策の充実化	公共事業の見直し
公共事業の優先順位付け	など

市民・事業者・行政等の協働による都市づくりが必要です。

（背景となる社会経済情勢）

国民が、ゆとり・豊かさ・安心を実感して暮らすことができる社会の実現を目指して、平成 18 年 12 月に地方分権改革推進法が成立し、地方分権の基本理念や国と地方の責務などが定められました。また、税源など、これに応じた財政措置のあり方について検討し、地方公共団体の行政体制の整備と確立を図ることとされました。

このように、国から都道府県に、さらに市町村に権限と税源を移譲する地方分権改革は、今後ますます進展するものと予想されます。これに伴い、地方の責任はより明確なものとなり、今まで以上に地方の自主性・自立性が求められることとなります。

しかし、地方分権改革の真の主役は、そこに暮らす住民であり、地方自治体が行う行政運営に主体的に参画することによって、初めて地方分権改革が進展したと言えます。

そのため、地方自治体には、住民が主体的に行政運営に参画できる機会を創出する制度を整えることが求められており、一方、住民には自らが有する権利と義務を十分に理解し、自らの生活する地域に愛着と誇りをもって、積極的に行政運営に関わっていく姿勢が求められています。また、地域が抱えるさまざまな課題を解決するためには、住民のみでなく、事業者やNPO等の多様な主体の 関わり が重要であり、住民・事業者・NPO等と地方自治体が対等な立場で協力し、現代の社会的ニーズに応える公共サービスを新たな形で展開することが必要となっています。

（社会経済情勢からみた菊川市都市づくりの課題）

第 1 次菊川市総合計画では、まちづくりの基本方針の一つに「共に汗をかくまち」を掲げており、自らが考え自らが行動する市民主体のまちづくりを推進して、市民と行政が役割を分担し、市民参画型の協働によるまちづくりを進めることとしています。都市づくりの分野においても、この考え方は同様であり、都市の多様な構成員が互いに関わりを持つ、市民・事業者・行政等の協働による都市づくりが必要です。

本市では、地域におけるコミュニティ活動が活発になりつつあります。11 の地域生活圏ごとに「コミュニティ協議会」の組織があり、地区センターなどを活動の拠点として、地域を元気にし、地域の課題を解決し、地域の未来図を描くためのさまざまな取り組みが行われています。また、行政はコミュニティ協議会の活動を支援するため、平成 21 年度からは「菊川市 1%地域づくり交付金制度」を創設して、地域発意の自主的なまちづくりの促進を図っています。

今後は、市民と行政との関わりを深化させつつ、事業者、NPO、外国人なども積極的に関わることでできる制度や風土を創り上げ、一人ひとりが公共空間の整備・開発・保全を推進する担い手であることを意識しながら都市づくりを進めていくことが必要です。

（菊川市の都市づくりの課題に関連する、その他のキーワード）

都市計画提案制度（市民による提案型まちづくり）	まちづくり条例	パートナーシップ
多文化共生		など

(2) 分野別都市づくりの課題

土地利用の現状からみた課題

本市の土地利用は、市北部と牧之原台地西側に山林がまとまっており、市の中央部の宅地や山林を取り囲むように、畑（茶園）が広がっています。平成 21 年における地目別土地面積の構成比は、畑が最も多く市域全体の 23.3% となっており、次いで山林の 23.1%、田の 15.0%、宅地の 11.5% と続いています。また、平成 17 年から平成 21 年までの土地利用面積の推移をみると、田は年々減少し、逆に宅地は年々増加しています。これは、県道掛川浜岡線の沿道を始めとする地域において、農地が宅地に転用されたことによるものと考えられます。

今後も、モータリゼーションの進展とともに、県道掛川浜岡線バイパスの整備などにより、比較的安価で取得しやすい郊外の住環境へのニーズが増加し、用途地域内における土地利用誘導の遅れが懸念されます。このため、各種法制度の運用により、保全すべき区域と、整備・開発すべき区域を明確化し、自然環境と調和した土地利用の推進が課題と言えます。

また、牧之原台地など都市計画区域外となっている市域東部一帯については、富士山静岡空港の開港等により無秩序な開発が懸念されるため、準都市計画区域の指定など、新たな土地利用のルール導入について検討していく必要があります。

《住宅地》

住宅地については、土地区画整理事業による都市基盤整備が進んでいるものの、既成市街地では、住・商・工が混在する木造密集市街地や宅地化が遅滞している地域も見られ、都市計画道路や生活道路、公園等の整備、建替え促進等による居住環境の改善が必要となっています。

また、用途地域外や都市計画区域外など、土地利用に関する法規制が比較的ゆるい地域の一部では、宅地化の進行も見られます。特に、県道掛川浜岡線や県道掛川浜岡線バイパスの沿道では、今後、無秩序な宅地化の進行も懸念されるため、土地利用の誘導を適切に図る必要があります。

《商業地》

商業地については、JR 菊川駅周辺において中心商業地が形成されていますが、モータリゼーションの進展により、駅周辺の商業施設が郊外に移転するなど中心商業地の空洞化現象が見られます。特に、東名高速道路菊川 IC 周辺の土地区画整理事業区域では、県道掛川浜岡線バイパス沿道への商業集積が見られ、ロードサイド型商業地が形成されつつあります。今後も、バイパスの延伸整備に伴い、商業施設の立地が進むことが予想されるため、市全体を考えた商業地のあり方を検討する必要があります。

また、JR 菊川駅周辺については、本市の玄関口にふさわしい顔づくりが必要であるとともに、交通結節点としての機能を活用し、駅を中心とした南北市街地の均衡ある発展が求められています。

《工業地》

本市の工業は、製造業、金属業、食料品、輸送用機械器具、プラスチック製品等が中心となっており、工業統計調査における製造品出荷額は増加傾向にあります。

国道 473 号バイパスをはじめとする幹線道路ネットワークの形成を背景とした企業進出など、本市を含めた周辺地域への工業地需要が高まることも予想されます。

また、工業地は、主に市街地を取り囲む丘陵部に位置していますが、一部では、農地や山林などの都市的未利用地が存在するなど、企業立地が遅れている状況にあります。

このため、引き続き企業誘致を促進するとともに、企業立地が困難な地区については、土地利用の見直しも含めた検討が必要と言えます。

《農地》

本市は、農業が基幹産業の 1 つであり、茶や水稲の生産が盛んに行われています。しかし、近年、農家数は減少傾向にあり、農業従事者の高齢化や担い手不足、また山間部では不利な耕作条件も要因となって、農地の荒廃が懸念されています。その一方、農地は農業生産の基盤であるとともに、地域の原風景として、また多様な生態系を育む場として重要な役割を果たしています。そのため、引き続き優良農地を始めとする農地の保全が必要となっています。

《森林》

山林・原野は市域の概ね 4 分の 1 を占めていますが、手入れが行き届かず竹林が増加しているのが現状です。また、松食い虫による松枯れも深刻化しており、森林保全策の推進が求められます。

本市は水稲も盛んに行われていますが、沿岸水域の環境保全には森林の持つ水源かん養機能が重要となるため、良好な自然環境保全の観点に加え、農業振興の観点からも森林の適切な維持管理を進めていく必要があります。

《集落地》

集落地は森林で囲まれた谷底平野に多く見られ、背後には急傾斜地が迫るなど、土砂災害の危険性の高い環境にあり、防災面での対応が必要となっています。

また、集落地内の生活環境の整備が不十分であるとともに、若者を中心とした人口の流出や高齢化等により生活環境の維持管理が困難になりつつあることから、集落環境の向上を図るとともに、地域コミュニティ活動の活性化が望まれます。

市街地開発事業の現状からみた課題

市街地開発事業の中心となる土地区画整理事業は、8 地区が施行済であり、2 地区が施行中となっています。

今後も、狭あい道路や老朽家屋により狭小過密住宅地が形成されている地区や、用途の混在等による問題が生じている地区においては、土地区画整理事業をはじめとする面的整備により道路、公園等の都市基盤整備と建物の更新を検討し、良好な市街地環境の形成が望まれます。

都市交通の現状からみた課題

《道路》

本市は、東名高速道路を主軸とし、南北方向の県道掛川浜岡線や、東西方向の県道吉田大東線、県道相良大須賀線等を中心とした幹線道路網を構成しています。また、市域東部には富士山静岡空港や御前崎港と連絡する国道 473 号バイパスや県道浜岡菊川線が南北に走っています。

都市計画道路は 22 路線、総延長 40,930m が計画決定されており、平成 22 年時点の改良率は約 58.1% となっています。特に、ＪＲ菊川駅周辺の市街地で都市計画道路の整備が進んでいますが、市全体の道路ネットワークとしては不十分であるほか、大型車の混入による影響などもあり、一部の路線に交通が集中し渋滞等を引き起こす原因となっています。

また、本市は、鉄道及び高速道路が東西に横断しているほか、多くの河川・水路が貫流しています。これにより、鉄道及び高速道路との立体交差部や河川・水路の橋梁部などに交通が集中し、ボトルネックが発生していることから、ピーク時の渋滞解消などの課題解決に向けた取組みが求められます。

加えて、市内にはさまざまな観光資源が存在するものの、その多くが分散立地していることから、観光資源への交通アクセス性は良好とはいえない状況にあります。このため、観光客の利便性向上に向け、各地域に分散する観光資源を効果的に連絡する道路網整備が課題となっています。

《公共交通》

本市北部にはＪＲ東海道本線菊川駅が設置されていますが、市南部を中心とした地域の公共交通は路線バス又はコミュニティバスのみとなっています。

鉄道駅は、多くの人が集まる交通の結節点であり、利用者の利便性及び安全性の向上に配慮し、駅北側からの利用促進やバリアフリー化などが求められています。

バスについては、車依存度の拡大により一部で利用者の減少もみられます。しかし、高齢社会の進展への対応や、行政の広域化に伴う地域間連携などの必要性から、市民の日常の交通・輸送手段の確保・充実は今後ますます重要になると考えられるため、地域の実情にあった公共交通体系の充実が求められています。

都市環境の現状からみた課題

《自然環境》

県道掛川浜岡線及び県道掛川浜岡線バイパスの沿道では、店舗の立地など都市機能の集積に伴い、用途地域外での宅地化の進行が懸念されています。用途地域外には農地や山林などの緑豊かな自然環境が広がっていることから、周辺環境との調和が望まれています。

また、市内には県立自然公園や自然林もあり、自然環境の保全が必要となっています。

《河川》

河川については、市内を貫流し、多様な生態系や地域の農業を育んできた菊川や牛淵川、また丹野川をはじめとする大小さまざまな河川・水路が流れています。

主要河川では河川改修や内水排除施設の整備が進んでいますが、牛淵川や丹野川の上流部など一部の河川では未改修部分があり、河川改修の促進が望まれます。

《公園・緑地》

本市では、菊川運動公園をはじめ、和田公園や菊川公園、また、その他の街区公園など多くの都市公園が整備されつつあり、平成 17 年時点において、都市計画区域内の人口あたり都市公園等面積は約 11.4 m²/人、また用途地域内の人口あたり都市公園等面積は約 9.3 m²/人となっています。

指定管理者制度の導入により、公共施設の適正な管理について民間事業者等への解放が進んでいます。公園等の維持管理についても、地域に密着した街区公園などは、地域による管理体制を確立していくことが望まれます。

《供給処理施設》

上水道は、漏水や地震等により被害を受けやすい老朽管等から耐震管への更新が必要となっており、配水管路網の整備による安心、安全で安定した水の供給が求められています。

汚水や生活雑排水の処理については、公共下水道事業が菊川処理区において進められており、また、公共下水道排水区域外では、合併浄化槽の設置促進による対応を図っています。衛生的な住環境創出の観点からも、河川等公共用水域の水質保全の観点からも、汚水や生活雑排水の処理促進が望まれています。

《教育施設》

公立・組合立の教育施設として、幼稚園が 6 園、小学校が 10 校、中学校が 4 校あり、一部、施設の老朽化や耐震性能の不足を抱えているため、改修が望まれています。

また、小中学校別児童・生徒数の推移によると、一部、児童数が増加傾向の小学校もありますが、ほとんどは減少傾向にあり、特に六郷小学校ではその傾向が顕著となっています。このため、学校の活性化、教育指導の充実等、教育水準の維持向上を図る観点から、学校における適正規模の維持が今後の課題となっています。

《文化施設》

文化施設として、文化会館アエルが整備され、市民に広く芸術や文化に親しむ機会が提供されてきました。文化会館アエルには、これまで多くの利用がありますが、アクセス道路が限定されるとともに、駐車場も不足する傾向にあります。身近な文化施設として、引き続き利用を促進するためには、文化事業の充実とともに、施設周辺環境整備も必要となっています。

《火葬場》

東遠地区聖苑組合火葬場は、供用開始から概ね 30 年が経過していることから、施設や設備の老朽化が進んでいるとともに、維持管理費も大幅に増加しています。今後予想される火葬件数増加への対応と維持管理費の軽減を図るため、新たな施設の整備推進と、早期の供用開始が必要となっています。

都市防災の現状からみた課題

浸水被害については、西方川、黒沢川周辺で発生しており、また、菊川、小出川、牛淵川沿いで浸水被害が予想されています。これらの浸水被害は、集中豪雨などの際に発生しうるものであり、浸水対策が望まれています。

一方、東海地震の発生による「第 3 次地震被害想定（平成 13 年 静岡県）」によると、本市では震度 6（烈震）～震度 7（激震）の大きな揺れによって、家屋の倒壊や住宅密集地での延焼火災、周辺丘陵地での崖崩れや地すべり、市街地等における液状化などの被害が想定されています。

また、倒壊家屋や橋梁の落下などによる緊急輸送路や避難経路の断絶、浜岡原子力発電所の隣接市であることから原子力災害や市南部地域での津波の河川遡上による浸水被害なども懸念されており、平成 23 年に発生した東日本大震災を教訓とした、総合的な防災対策が望まれています。

既成市街地においては、狭あい道路や耐震基準に満たない狭小過密住宅地が存在しています。これらの市街地においては、避難所となる公共施設の耐震化を始めとした老朽建物の建替えや耐震化・不燃化を促進するとともに、延焼の遮断や避難のための道路・公園等のオープンスペースの確保や緑化等により、災害に強い市街地づくりが必要です。

また、市内の丘陵部では、急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域が点在しており、集中豪雨などに備え、土砂災害防止に係る対策工事を推進するとともに、これらの地域周辺における土地利用規制の強化が課題となっています。

都市景観の現状からみた課題

J R 菊川駅周辺地区では、菊川駅南地区土地区画整理事業等により市街地の整備が進められており、駅前にふさわしい都市機能の集約を図るとともに、良好な景観形成を誘導し、本市の玄関口にふさわしい新たな顔づくりが求められています。

住宅地については、狭あい道路の解消や不燃化・耐震化の推進等による環境整備とあわせて、ゆとりとうるおいのある良好な住宅地景観への誘導が求められます。また、集落地についても、周囲の山林や茶畑等の自然景観との関わりが深いものと考えられることから、これらとの調和に配慮した中で良好な集落景観づくりが望まれます。

工業地については、周辺住宅地への環境に配慮するとともに、良好な工業地景観を形成するため、緑化の推進など環境保全に努める必要があります。

さらに、公共施設や観光施設、歴史・文化的資源を景観要素として保全するとともに、来訪者に対する道路案内として、さまざまな施設利用を可能とする道路案内・サインの整備充実が望まれます。

また、耕作放棄地の発生・増加など、近年進んでいる農地の荒廃化は、周辺の営農環境を悪化させるだけでなく、良好な田園・茶園景観を損なう要素にもなっていることから、農地としての再利用や景観作物の栽培など、耕作放棄地の解消・有効利用に向けた取り組みが必要となっています。



2-3 地域からの課題

「菊川市都市計画マスタープラン」の策定にあたり、地区センターを核とする 11 のコミュニティを「地域」として捉え、それぞれの地域から「地域のまちづくりの課題」を頂きました。

ここでは、地域のまちづくりに関する様々な課題を、以下の 5 つの項目に分類して整理しました。

- 土地利用
- 道路・公共交通
- 自然環境と住環境、公園緑地
- 防災
- 活力と特徴ある地域づくり・その他

地域住民からみた土地利用の課題

地域名	土地利用の課題
西方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地、工業団地の整備・誘致 ・ 耕作放棄地の活用
町部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅北開発について(住民の安心の確保・開発内容の早期開示・開発後の新町名付与など) ・ 市有地・空地の有効活用
加茂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の土地利用目的の明確化 ・ 旧農協加茂支店跡地等、未活用地の有効活用(駐車場としての一時利用、公共行事等) ・ 耕作放棄地の対策と維持管理(農地としての活用・宅地化) ・ 農地の安易な宅地化の防止 ・ 農業後継者の不足
内田	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢社会に対応した商業環境の整備 ・ 施設跡地の有効利用 ・ 森・栗原地区の農地と荒地・耕作放棄地の有効利用
横地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑豊かな自然資源と都市計画との調和 ・ 民間による不必要な土地開発の抑制 ・ 施設跡地の有効活用 ・ 掛川浜岡線バイパス整備と併せた土地の有効活用(牛淵川・三沢川合流付近など) ・ 農林業保全と農業従事者の高齢化・農業後継者の不足 ・ 耕作放棄地を解消するための取り組み
六郷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業地域の拡大 ・ 農業振興地域に立地している工場 ・ 農業用地の利用、保全(農地保有合理化事業の促進など) ・ 耕作放棄地等荒廃農地の対策(農業振興地域の見直しなど) ・ 六郷小学校・文化会館アエル周辺における教育・文化ゾーン創出 ・ 用途地域内未利用地(農地)の有効活用 ・ 多目的利用可能なヘリポート整備 ・ 中央公園周辺における開発抑制
河城	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の土地利用のパターン化(3パターン) ・ 潮海寺工業地域の活用(現状農地) ・ 商店街と言えるところがほとんどない ・ 倉沢などの空港近くの土地利用 ・ 持続可能な農業環境の創出(農用地等の施策見直し、耕作放棄地の有効利用、高齢化対策)
平川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用規制・誘導施策の適正化 ・ 定住人口の増加 ・ 外国人が安心して居住するための対策 ・ 農業を継続できる環境の整備と耕作放棄地対策
嶺田	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な土地利用の規制・誘導 ・ 利便性のある田舎づくり ・ 優良農地の保全 ・ 耕作放棄地や荒廃埋立地など土地の有効活用
小笠南	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用規制・誘導の適正化(住宅用地・商業用地・工業用地の確保) ・ 土地利用と道路整備の一体的な推進(住宅地における都市基盤不足、県道跡地の有効利用など) ・ 定住人口の増加と雇用の確保 ・ 担い手が育つ農業環境の創出(農地の保全と活用利便性の向上など)
小笠東	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間業者によるアパートの増加 ・ 廃屋・空き家の活用方法(赤土下地域など) ・ 農地の農地としての保全 ・ 耕作放棄地など荒廃した土地の有効活用

地域住民からみた道路・公共交通の課題

地域名	道路・公共交通の課題
西方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の安全確保 ・ 安全な道路づくり(交通事故の起こらない道づくり、歩行者(子ども・高齢者)の安全確保) ・ 県道掛川浜岡線バイパスの早期完成(ルートの確定) ・ 都市計画道路の早期実現 ・ 道路・トンネルの整備・改良と維持管理 ・ JR菊川駅北広場の実現と鉄道の南北道路の改善 ・ 高齢化を視野に入れた公共交通体系の整備
町部	<ul style="list-style-type: none"> ・ まち中からの通過交通の排除(抜け道の存在) ・ 交通事故の防止(区画整理後の道路に不慣れ) ・ 人にやさしく、安全な道づくり ・ JR菊川駅周辺道路における歩行者のマナー向上 ・ 将来を見据えた適切かつ計画的な道路計画(道路改良) ・ 幹線道路歩道の街路樹の見直し
加茂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路整備に伴う交通量増加 ・ 自動車、自転車、歩行者が安全・円滑に移動できる道路環境の創出(歩行者優先のための歩道幅員確保と段差解消、街路樹の必要性検討) ・ 小川端の交通安全性の確保 ・ 幼稚園・小学校・中学校の通学路の安全性確保 ・ 生活道路への自動車交通の流入(通勤時など)
内田	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心な交通社会を実現するルールづくり ・ 自動車も歩行者も安心できる道路の整備 ・ JR菊川駅等の交通拠点までの公共交通利便性の向上 ・ 公共交通の充実と自動車依存度の軽減によるエコの実践
横地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活道路や通学路の安全性確保 ・ 県道掛川浜岡線等の歩行者空間の確保 ・ 運転者の意識改革と教育
六郷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地など生活に身近な道路の整備充実と通過交通の流入抑制(子どもや高齢者が安全・安心に通行できる道路環境の創出) ・ 道路整備による都市基盤の確立と地域間交流の促進 ・ 地域住民の意向に沿った道路計画 ・ 高齢者・障害者の移動手手段の確保とサービス水準の向上
河城	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要幹線道路のネットワーク化 ・ 生活道路や通学路の安全確保(道路危険箇所存在) ・ 通学・通勤の利便性の向上(河城で生活しながら働きにいける環境づくり) ・ 公共交通ネットワークの充実(公共バスや福祉タクシーの充実など)
平川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渋滞の発生しない安全で円滑な道路交通体系の整備 ・ 通学路の安全性の向上 ・ 自転車やシニアカーが安心して通行できる道路空間の創出 ・ 公共交通サービスの利便性・安全性の確保(新たな公共交通手段の研究・検討など) ・ 外国人にも分かり易い道路交通標識の充実
嶺田	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の生活幹線道路・通学路の整備と維持管理(安全な歩行者空間の創出) ・ コミュニティバスの利便性向上
小笠南	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で機能的な幹線道路ネットワークの構築(大型車が通行できる幹線道路など) ・ 安全・安心な生活道路・通学路の整備 ・ 住民交流を促進する道路づくり ・ バス停留所の充実
小笠東	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道掛川浜岡線の混雑時の渋滞解消 ・ 道路公害の解消(赤土下交差点段差の騒音・振動、小笠工業団地内道路の地盤沈下など) ・ 通学路における子どもの安全確保(安全・安心な地域づくり) ・ コミュニティバスの利用率の低下(公共交通サービスの効果的な活用)

地域住民からみた自然環境と住環境、公園整備の課題

地域名	自然環境と住環境、公園緑地の課題
西方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来残すべき自然の保全と環境改善による誇りある地域づくり ・ 西方川など地区内河川の早期改修 ・ 公害の出ない地域づくり(河川の水質改善や良好な生活環境の創出) ・ 生活に身近な公園の整備(沢田地区や公文名地区における公園整備など) ・ 菊川運動公園の保全と充実
町部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心、利便性の高いまちづくり住環境の創出 ・ 住宅地におけるうおい・いやし空間の創出 ・ 高田ケ原の保全・活用 ・ 身近な公園など子どもが遊べる空間の確保
加茂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境に配慮したまちづくり(緑・自然環境の保全) ・ 花と緑、豊かな自然に包まれ、住む人にやさしい住環境の整備(繁栄発展する地域づくり) ・ 下水(汚水)問題、ごみ問題等の改善による良好な生活環境の創出 ・ 河川管理の維持と(災害時にも利用可能な良好な水質の確保) ・ 大井川用水の維持と有効活用 ・ 舟岡山公園や野添公園など地域の小公園での維持管理(自治会での公園管理体制構築)
内田	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水・緑の環境保全を基本とした考え方の確立 ・ 自然環境と調和・共生した暖かみのある住み良い地域づくり(自然・歴史資源を守り続ける地域住民の努力、魚やホタルが住み子どもが遊べる安全・いやしの川づくり) ・ 処理場の安全性の明確化 ・ 子どもが安心して遊べる公園・遊園地の確保
横地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然資源の保全 ・ 河川の美化と水質浄化(河川環境悪化の根本的原因の追究と魚の住める河川の復活) ・ 生活に身近な公園の確保
六郷	<ul style="list-style-type: none"> ・ うるおいのある緑豊かな自然環境の創出・保全と維持管理(水・緑のネットワーク化) ・ 自然環境と農業環境の共生 ・ 菊川の清流化と流域の有効利用 ・ 公共下水道計画区域外の汚水処理対策 ・ 住宅地域での公園等活動の場の確保(地域内でのバランスの取れた公園整備)と維持管理
河城	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全と自然環境を生かしたまちづくり(山林整備、河川の清流化、川を中心とした村づくり、自然を守る組織づくり) ・ 自然を活用し、子ども・高齢者にとって住みやすく(生活利便性向上)楽しい地域づくり
平川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然を守りながらの活気ある地域づくり(水・緑・人づくり) ・ 牛淵川堤防の有効活用と緑のネットワークづくり、河川水質の改善 ・ スポーツ・運動・散歩が出来る公園の整備(セントラルパークの有効活用など)
嶺田	<ul style="list-style-type: none"> ・ 菊川を中心としたうるおい・活気のある空間の整備とネットワーク化、河川の水質改善 ・ 上下水道等のインフラ整備 ・ 農業用水と生活雑排水の分離 ・ 生活しやすいまちづくり
小笠南	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然環境の保全・整備 ・ 生活に身近な景観性のある公園・広場・遊園地の整備とネットワーク化 ・ 地域内外の人が利用しやすい公園(総合公園・運動公園) ・ 下水道等の整備による河川等の水質向上と用水の確保
小笠東	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊かな自然環境(山林・河川・ため池)の保全と有効活用、安全・安心な住環境の創出 ・ 丹野川の保全と川の流れを生かしたまちづくり ・ 公園やグラウンドの保全 ・ 赤土地区における緑の空間の抄出(公園・広場がない) ・ 里山等の有効活用 ・ 赤土下地域の夏場の悪臭発生 ・ 農業用水への生活雑排水の流入

地域住民からみた防災の課題

地域名	防災の課題
西方	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地での狭隘道路の解消(消防車など緊急自動車の通行)と飲料水の確保 緊急支援・救助活動に支障が出ない鉄道南北道路の整備(通行制限を要さない道路) JR北側の道路排水対策 崩壊危険箇所対策(山・農道等) 防災委員や家族との連絡方法の確立及び避難場所の確保、共有化(防災マニュアルづくり)
町部	<ul style="list-style-type: none"> 行政・自治会・小学校・ボランティア・市民の防災体制の強化と役割分担の明確化 自主防災体制の見直し(単身世帯の増加と希薄な自主防災組織) 防災公園の整備 災害時におけるプラザけやきの機能・役割の明確化 密集住宅地における災害に強いまちづくり
加茂	<ul style="list-style-type: none"> 避難所である加茂小学校、西中学校及び公会堂などの免震化・耐震化 避難地・避難場所の確保(自治会単位)と周知徹底(災害時に安全に避難できるまちづくり) 西方川河岸の安全性の確保と維持管理 河川(菊川・西方川・小出川など)の流下能力向上及び排水機場の能力向上 自主防災組織・防災設備の充実・強化(防災無線(同報)の改善等) 災害から人の命を守れるまちづくり
内田	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地や川・池、道路などの危険場所の洗い出しと対策 自主防災意識の充実・強化(単身世帯の安全確認方法、連絡確認方法の確立など) 防災倉庫・防火用水・飲料水の確保と充実 班単位での安全な避難場所の確保 栗原川及び上小笠川、稲荷部川等の水害対策の充実
横地	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の周知・改善 風水害などの自然災害に安全・安心なまちづくり(具体的な対策) 防災訓練の具体的な実施
六郷	<ul style="list-style-type: none"> 防災事業の推進 避難経路の明確化と避難時の電力供給 河川の流下能力の向上など、住宅地における円滑な雨水排水 重要水防箇所や避難経路等の周知 公共施設の耐震化、耐震性のある公共施設の整備(病院など)
河城	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の充実・強化(自治会単位での防災組織取り組み内容の充実、災害時や火災時の情報伝達の不備) 道路陥没、浸水、山崩れ等の対策 道路が狭く消防車などの緊急自動車が入れない(倉沢、富田、友田、潮海寺)、消防水利の確保 少量の降雨による河川の増水(山林や里山を守る大切さ、守る人の不足)
平川	<ul style="list-style-type: none"> 住宅街の狭い道路の解消(火災時・緊急活動時)及び消防水利の確保 避難地であることの明確化と避難地までの安全・円滑な誘導 河川の安全性の確保(改修と開発抑制) 行政による防災事業の推進と防災訓練の充実と自主防災体制の強化
嶺田	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策・救急医療体制の確立 災害時の弱者の避難対策と飲料水の確保 安全・安心な地域づくり 緊急自動車の走行確保(狭隘道路の改善) 菊川の洪水対策の推進
小笠南	<ul style="list-style-type: none"> 山(崖)崩れ、河川氾濫等危険箇所の把握・周知と住宅地の安全性向上 急傾斜地対策の推進 住宅地における緊急自動車の通行性確保 小笠高橋川・江川等の安全性の確保 防災連絡網の機能・運用強化
小笠東	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織と地域・広域防災の連携(災害時連携イメージの明確化、小規模防災体制の構築) 避難地・避難所の再検討(高台での避難地の確保など)と飲料水の確保 狭く老朽化した丹野トンネル 丹野川・江川等河川の改修

地域住民からみた活力と特徴ある地域づくり・その他の課題

地域名	活力と特徴ある地域づくり・その他の課題
西方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然と里山を守るまちづくり(西方地域に住んで良かったと思われるまちづくり) ・ 地域ならではの豊かな自然景観・田園風景等の保全と活用 ・ 障害児(者)福祉日本一の地域のアピール
町部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人通りと活気のある中心市街地の形成(商店街の賑わい復活、菊川駅周辺一帯での集客効果の向上・集客の目玉づくり、高齢化を見据えた中心市街地の形成(高齢者の買い物利便性の向上)) ・ 人と人のコミュニケーション力の強化 ・ 地域遺産の保全と計画的な地域づくり ・ 行政による情報開示と住民意見反映システムの構築(市民の声を行政に届ける意識(地域力の醸成))
加茂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の力を発揮するコミュニティ拠点の形成(地域施設の有効利用) ・ 活気のある地域づくり(菊川市の中心地としての地域づくり) ・ 歴史・文化的資源(神社仏閣など)の保全と地域の歴史の再確認 ・ 誰もが住みやすく感じるまちづくり(安全・安心、快適なまちづくり、明るく美しい地域づくり) ・ 少子高齢化に対応した住環境整備(高齢者に安全・安心なまちづくり)
内田	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺等うるおいのある自然環境・自然風景の保全 ・ 歴史・文化的資源の保全と有効活用による地域のPR ・ 後の世代に誇れる地域づくり ・ 安全で住み良い地域づくり
横地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化遺産の保護を重視(横地城跡・自然公園の保全とPR) ・ 地域ならではの豊かな自然景観の保全 ・ 楽しく安心して暮らせるまちづくり ・ 青年(若人)の集まるまちづくり ・ 地域の資本を活用したまちづくり ・ 地区センターを中心としたまちづくり ・ 行政・市民の実行力・行動力の強化(地域住民による行政への積極的な働きかけ、行政による地域(現場)の把握と市民意見の集約) ・ 公共施設等における管理責任の明確化 ・ 菊川市立病院の充実・改善
六郷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茶畑等の地域の原風景の保全と積極的なアピール ・ 幹線道路等における良好な道路景観・沿道景観の形成 ・ 地域による屋外広告物の監視 ・ 地域コミュニティの充実・強化 ・ 小学校グラウンドの使い勝手の向上
河城	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棚田の保全 ・ 空港の西側玄関口としての活性化 ・ 地域ビジョンの明確化(現状打開の方策検討) ・ 潮海寺の祭りの伝統と古い建物の保全 ・ 河城がやっぱりいいなと思うまちづくり ・ 高齢者福祉の推進、地域医療体制の充実、少子高齢化の進展、農業後継者の育成 ・ 家庭教育、幼・小児の教育のあり方
平川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秩序ある街並みと景観の形成と維持 ・ 里山(城山など)の維持保全対策の推進 ・ 活性化のための資金の確保(高負担高レベルのまちづくり) ・ 人(子ども・若者・高齢者・外国人)が集まる交流できる場づくり・仕掛けづくり ・ 行政の取り組み強化による茶文化の創造・活用 ・ 働くことのできる機会づくり ・ 歴史・文化的資源の保全 ・ 地域住民のまちづくり意識の高揚と相互協力、積極的な参画(住んで良かったと言える地域づくり)

嶺田	<ul style="list-style-type: none"> ・ うるおいのある田園風景の保全 ・ 経済発展ができるまちづくり(地場産業の活性化(農業を中心とした経済の活性化)、働く場・住む場の確保) ・ 遺跡・史跡の歴史・文化的資源の保全と活用 ・ 地区センターを中心とした明るいまちづくりと地域コミュニティの充実・強化 ・ 子どもたちの笑顔にあふれるまちづくり
小笠南	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者の定住促進 ・ 高齢者の安全な生活環境の確保 ・ 地産地消による地域商業の育成
小笠東	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑豊かな里山景観、田園風景の保全 ・ 古の緑あふれるまちづくり ・ 地域の活性化・活力創出